

## 第 27 回さいたま市債権回収対策本部会（書面開催） 議事要旨

### 1 開催方法

第 27 回さいたま市債権回収対策本部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とし、令和 2 年 1 月 22 日付けで各本部員に書面開催の通知・資料を送付して、意見がある場合は 1 月 29 日までに事務局に回答書を電子メールで提出を求める形式で実施しました。

### 2 出席者（本部長・本部員 10 名・事務局 2 名）

本部長：副市長

本部員：都市戦略本部長・総務局長・財政局長・保健福祉局長・子ども未来局長・環境局長・建設局長・見沼区長・桜区長・副教育長

事務局：税務部長・収納対策課長

### 3 議 題

- (1) 令和 2 年度債権回収実施計画の中間報告について
- (2) 令和 2 年度市税事務所・税務部の取組の中間報告について
- (3) その他

### 4 資 料

(別添) 第 27 回さいたま市債権回収対策本部会資料

### 5 意見等

本部長より、以下のとおりコメントがありました。

- ① コロナ禍にあたり、個々の事情を十分に把握した対応を行うこと。
- ② 市税以外の公金も行政運営に欠かせない重要な収入であり、また、公平・公正の確保を図るためにも、積極的な滞納整理を行うこと。
- ③ 全庁的に DX 化に向け取り組んでいるところであるが、キャッシュレス決済等も並行して進めていく必要がある。納付機会拡大による効果が望める債権に関してはスピード感をもって、導入を検討すること。
- ④ 財政局は、各所管局が行う滞納整理に必要な助言や、技術的支援を積極的に行うこと。

本部員より、議題（報告事項）に対する意見等はありませんでした。

以上